

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

すみれこども園
園長 大和 恵美子

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、こども園へ提出をお願いします。
(なお、医師の診断により 5 日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります)

..... キ リ ト リ

保護者が記入

すみれこども園 園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関: _____

2 診断日: 令和 年 月 日 (診断型: A 型 B 型 不明) ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日: 令和 年 月 日
(登園再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日 (発症日) を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日: 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日: 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印